

# 消防の動き



2009  
2  
No.455

- 平成21年度消防庁予算(案)等について
- 住宅用火災警報器の普及に向けた新体制について  
—住宅用火災警報器設置推進会議の開催—
- 「災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティのあり方に関する検討会」の発足
- 「震度に関する検討会」の発足
- 「平成20年度救助技術の高度化等検討会」の発足



FDMA  
住民とともに

総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



# 消防団員募集

消防団ホームページ [www.fdma.go.jp/syobodan/](http://www.fdma.go.jp/syobodan/)



安めぐみ



## 消防団員は わたしたちの 身近なHERO

わたしの町をわたしが守る……。  
全国で、今日も地域の安全を消防団員が守っています。

消防団は、まだまだ多くの  
HEROを必要としています

消防団員募集の手続き等については、各市町村等で定められていますので、居住地(あるいは勤務地)の市役所・町村役場、または最寄の消防署にお問い合わせください。

FDMA 総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



財団法人 消防科学総合センター



消防団協力事業所表示制度

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。

消防団員入団促進啓発広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

# 救急発祥の地・横浜から



横浜市危機管理監  
兼安全管理局長(消防長)

上原 美都男

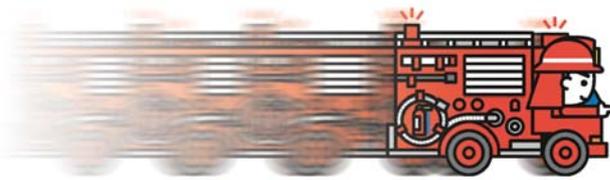
今から76年前の昭和8年(1933年)の2月4日、篤志家から寄贈を受けたキャデラック製救急自動車が神奈川県警察部山下町消防署(当時)に配置されることになり、同年3月13日から日本で初めて消防機関による救急業務がスタートしました。当時、ようやく自動車一般化し始め、交通事故の増加が社会問題となっており、特に交通事故負傷者の早期救護が最重要であるとの判断から配置に至ったものです。

その後、昭和23年に自治体消防が発足し、昭和38年には、救急業務が法制化され、昭和61年に「急病」が救急業務の対象となるとともに、救急隊員が行う「応急処置」が明確化されました。そして平成3年の救急救命士法の施行、その後のメディカルコントロール体制の構築、救急救命士処置範囲の拡大へと、救急業務の質的向上に向けた体制整備が進んできました。

一方、本市では、救急業務を開始した昭和8年に年間212件であった出場件数が、平成20年には14万6,145件となりました。増加する救急業務に対しては、救急隊の増強が最も効果的ではありますが、これは予算面・人員面ともに大きな負担を強いることになります。また、救急隊が頻繁に出場することにより、救急体制に慢性的な空白区域が生まれるとともに、受入医療機関の確保も困難となってきます。このような救急件数の爆発的な増加に対し、総務省消防庁や各消防本部では不要不急の救急要請をしないよう、様々な広報活動やキャンペーンが実施されてきました。このことが功を奏し、全国的には若干とはいえ出場件数が減少傾向にあり、本市でも同様の傾向にあります。しかし、これから迎える市民の加速度的な高齢化を考えると、セーフティネットとしての救急業務の重要性はより一層増していくことになるでしょうし、近い将来出場件数が再度増加に転じるであろうことは想像に難くありません。

こうした状況のなか、本市では、昨年10月1日から「横浜市救急条例」を施行し、「横浜型新救急システム」をスタートさせました。このシステムは、119番通報時に状況を聴取して緊急度・重症度をコンピューターで判定する「コールトリアージ」を実施し、その結果に基づいて、救急隊に加えて、救命活動隊(軽自動車ベースのミニ消防車又は小型乗用車タイプの車両を使用)や消防隊を弾力的に出場させ、出場に至らない通報については本人が希望すれば救急相談サービスに転送するという3つの柱により成り立っています。本システムの運用にあたっては、構造改革特区の認定を受け、救急隊の一部を2名運用とし、コールトリアージの結果に基づき、2名から8名までの隊員が弾力的に出場する体制へと見直しました。改めて申し上げるまでもなく救急活動において最も重要なことは、傷病者の元へいち早く駆けつけ、速やかな観察・応急処置・搬送を実施することにあります。新救急システムの運用開始により、それまで62隊だった救急隊に32隊の救命活動隊が加わり、合計94隊の出場隊となったことは、救命率の向上に大いに資するものと考えており、今後その運用実態をしっかりと検証して、救急発祥の地・横浜にふさわしい救急体制を構築していきたいと思っています。

今年は、安政の五カ国条約に基づく横浜開港から150周年を迎え、市内各地で「開港博Y150」が開催されます。また、6月、7月、8月と消防救助技術の県指導会及び関東地区指導会並びに全国大会の開催地ともなります。全国から大勢の皆様のお越しを心よりお待ちしておりますとともに、横浜に住む人、訪れる人に安心・安全を実感していただける都市が実現できますよう、全力で任務に取り組んでまいりたいと考えておりますので関係各位の御支援・御助言をよろしく願いたします。



## 平成21年度消防庁予算(案)等について

総務課

### 平成21年度予算(案)

#### 1 国の予算の概要

政府は、平成20年12月24日、平成21年度の一般会計予算の政府案を閣議決定しました。政府案は、100年に一度と言われる世界的な経済金融危機の中、国民生活と日本経済を守る観点から経済財政政策を進めることとしており、「基本方針2006」等に基づき歳出改革を継続し、財政健全化に向けた基本的方針を維持するとともに、重要課題推進枠の活用などにより予算配分を重点化したものとなっています。

一般歳出については、上述の状況を踏まえ、社会保障関係費が3.1兆円、公共事業関係費が0.3兆円の増額となっているほか、経済緊急対応予備費として1兆円が新設されるなど、過去最大となる51.7兆円(対前年度比9.4%増)が計上されます。また、一般歳出に国債費及び地方交付税交付金等を加えた一般会計歳出全体の規模は総額88.5兆円(対前年度比6.6%増)で、こちらも過去最大となっています。

#### 2 消防庁の予算の概要

消防庁予算の総額は132億円で、対前年度比で5.9億円の減

額(△4.3%)となっています。ただし、平成20年度当初予算では特殊要因(北海道洞爺湖サミットにおける消防・救急体制の整備に要する経費)が含まれていたことから、この金額を除くと、消防庁全体では2.4億円の減額(△1.8%)となります。

内容を見ていきますと、まず、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、厳しい歳出抑制が図られる中で、前年度と同規模の50.1億円を確保しています。また、消防防災施設整備費補助金についても、公共事業関係費が政府全体で△3%と厳しく抑制されている中で、対前年度比で0.9億円減額の31.6億円(△2.7%)を確保しています。その他、緊急消防援助隊の活動費や国民保護の訓練経費に関する国庫負担金については、前年度同額の1.2億円を確保し、大規模災害や武力攻撃事態等への対応体制の強化を着実に進めていくこととしています。また、消防補助負担金以外の事業費等は49.2億円となっており、対前年度比で5.0億円の減額(△9.2%)となっています。

主な事業では、市民の救急相談に応じる窓口の設置(救急安心センターモデル事業)(3.8億円)や消防と医療の協議システムの構築推進(0.4億円)のほか、消防団の新戦力の確保(1億円)等が措置されています。

### 平成21年度消防庁予算(案)について

平成21年度消防庁予算額(案) 132億円(②137億90百万)

(単位:百万円、%)

	②予算額(案) a	②要求額 b	②当初予算 c	比較増減額 a-c	増減率 (a-c)/c	特殊要因を 除く増減率
総額	13,200	14,813	13,790	△590	△4.3	△1.8
事業費等	4,919	6,231	5,419	△501	△9.2	△2.9
消防補助負担金	8,282	8,582	8,371	△89	△1.1	—
緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,001	5,201	5,000	0	0.0	—
消防防災施設整備費補助金	3,161	3,261	3,251	△89	△2.7	—
国庫負担金	120	120	120	0	0.0	—

注 端数処理の関係上、表中の計算が合わないことがある。



### 3 平成21年度の主な事業

消防庁の平成21年度の主な事業は、以下のとおりです。

- (1) 地域における総合的な防災力の強化
  - ① 消防団の新戦力の確保（1億円）
  - ② 民間事業所における自衛消防力の確保（36百万円）
  - ③ 消防防災施設の整備（31億61百万円）
- (2) 危機管理体制の充実
  - ① 緊急消防援助隊の充実強化（50億1百万円）
  - ② 市町村消防の広域化の推進（8百万円）
  - ③ 全国瞬時警報伝達システム（J - A L E R T）の整備推進（58百万円）
  - ④ 消防防災技術研究開発（2億79百万円）
- (3) 身近な生活における安心・安全の確保
  - ① 市民の救急相談に応じる窓口の設置（救急安心センターモデル事業）（3億78百万円）  
※重要課題推進枠として措置
  - ② 住宅用火災警報器等の普及促進（37百万円）
  - ③ 消費者の安心を支える製品火災調査の実施（28百万円）
- (4) 消防と医療の連携による救急救命体制の充実
  - ① 市民の救急相談に応じる窓口の設置（救急安心センターモデル事業）（3億78百万円）（再掲）  
※重要課題推進枠として措置
  - ② 消防と医療の協議システムの構築推進（38百万円）  
※重要課題推進枠として措置
  - ③ 救急車の適正利用等の推進（15百万円）
  - ④ 新型インフルエンザ発生時の適切な救急業務提供体制の整備（3百万円）

### 平成20年度第1次補正予算

平成20年度第1次補正予算は9月29日の臨時閣議で閣議決定され、10月16日の参議院本会議で可決成立しました。

本補正予算においては、8月29日に「『安心実現のための緊急総合対策』に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において決定された「安心実現のための緊急総合対策」を実施するための経費等として、一般会計歳出の追加額で2兆1,240億円、修正減少額で△1兆599億円、合計1兆641億円を計上しています。なお、追加額における消防庁関係予算は以下のとおりです。

#### <生活者の不安解消>

- 新型インフルエンザ対策の強化（5.1億円）
  - ・新型インフルエンザ発生時に、救急隊員の安全を確保し、

救急体制の維持・継続を図るため、都道府県代表消防本部に感染防護資器材を整備する。

#### <「持続可能社会」への変革加速>

- 地震などの大規模災害対策（13.3億円）
  - ・大規模災害に備え、効果的かつ継続的に人命救助活動や消火活動を行うため、緊急消防援助隊に対する後方支援体制を整備する。
- 製品火災調査の充実（2.0億円）
  - ・製品火災事故や危険物漏洩事故に関する消費者の不安に応えるため、事故原因の分析・解明を行う高度な鑑識資器材を搭載した車両を整備する。

### 平成20年度第2次補正予算（案）

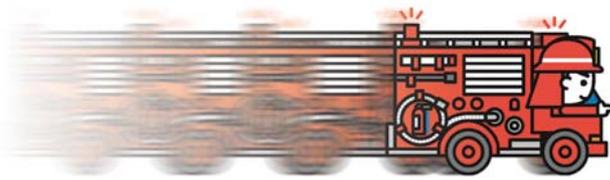
平成20年度第2次補正予算は12月20日の臨時閣議で閣議決定されました。

今回の補正予算では、更なる経済状況の悪化を踏まえ、10月30日に「『新たな経済対策』に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において決定された「生活対策」を実施するための経費等として、一般会計歳出の追加額で7兆8,157億円、修正減少額で3兆300億円、合計4兆7,858億円を計上しています。なお、追加額における消防庁関係予算は以下のとおりです。

#### <住宅投資・防災強化対策>

- 消防団救助資器材搭載車両の緊急配備事業（5.7億円）
  - ・救助等に関する消防団員の技術の向上と活動の充実を図るため、消火資器材のほか救助資器材を装備した車両を各都道府県等に配備
- 通報者の位置情報を通知するシステムの統合（1.4億円）
  - ・固定電話からの位置情報を受信する「新発信地表示システム」と携帯電話・IP電話からの位置情報を受信する「位置情報通知システム」との統合後の安定的なシステム運用を図るための実証実験を行うとともに、消防本部に対してシステムの普及を推進
- テロ災害対応資器材の充実（3.2億円）
  - ・日本国内におけるテロ発生に備え、緊急消防援助隊が専らテロ災害に使用する携帯型化学剤検知器を全国の代表的な消防本部に配置
- 個室型店舗等の緊急的な防火安全対策（2.5億円）
  - ・個室型店舗等における防火対策を徹底するため、避難訓練の実施支援や自動火災報知設備の早期設置等を推進





## 「災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティのあり方に関する検討会」の発足

防災課

### 1. 概要

近年、地震・風水害などの災害が頻発している一方、農山村や都市部を問わずコミュニティが脆弱化<sup>ぜいじやく</sup>しており、特に大規模災害の際に、地域社会の崩壊を招く恐れがあります。

コミュニティの機能は、災害対応能力に密接な関係を持ち、阪神・淡路大震災以降、被害を最小限に抑えるための「自助」「共助」の重要性がクローズアップされ、被害軽減や速やかな復興のための、コミュニティの役割が重要視されるようになりました。

しかしながら、少子高齢化・核家族化が深刻な影響を地域に与える中、従来のコミュニティのままでは、地域社会が維持できない恐れが高く、災害にも地域社会の営みを維持継続していける新たなコミュニティのあり方を提示する必要があります。

こうしたことから、災害時にも、地域社会の維持継続が図りうる新たなコミュニティのあり方を検討するとともに、共助や自助の力を最大限に活用した地域版BCP、即ちCCP（Community Continuity Plan）によるコミュ

ニティの機能維持に資する具体的方策を提言することを目的に検討会を開催しました。

平成20年11月25日に第1回検討会を開催し、大森 彌座長（東京大学名誉教授）を中心に検討事項の確認と今後の方針等について活発な議論が交わされました。

### 2. 検討事項

- (1) コミュニティの維持継続に向けた方策の検討
- (2) 災害対応能力の維持向上に資するコミュニティの充実方策の検討

### 3. 今後の予定

今年度内に検討会を4回程度開催し、検討事項について論点を整理し、報告書を取りまとめる予定です。



第1回「災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティのあり方に関する検討会」の様

#### 災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティのあり方に関する検討会委員

（五十音順、敬称略）

##### 〔座長〕

大森 彌 東京大学名誉教授

##### 〔委員〕

有塚 達郎 NPOドラゴンリバー交流会理事長、元福井県美山町長

内山 節 哲学者

大西 隆 東京大学工学部教授

立木 茂雄 同志社大学社会学部教授

田中 重好 名古屋大学環境学研究科教授

中山 弘子 新宿区長

林 勲男 国立民族学博物館准教授

林 春男 京都大学防災研究所教授

平田オリザ 劇作家・演出家、大阪大学教授

本田 由紀 東京大学教授

室崎 益輝 関西学院大学総合政策部教授



## 「震度に関する検討会」の発足

防災課

### 1. 概要

消防庁は、気象庁と合同で震度観測に関する課題整理、適切な震度観測のあり方などを検討するため、「震度に関する検討会」を開催し、去る12月8日に第1回検討会が行われました。

阪神・淡路大震災後の平成7年度第2次補正予算で、消防庁補助事業で全国の都道府県が整備した約2,800か所の震度計で構成する震度情報ネットワークは、地震発生時の初動対応を迅速に行うため、有効に活用されています。

しかし、整備から10年以上が経過し、機器の更新が必要な時期を迎えている中、財政難や市町村合併により、当初「1市区町村1観測点」を原則として整備された震度計の削減が危惧されています。

このため、本検討会においては、人口密度などの社会的条件等に配慮した震度計の具体的な配置基準を策定し、各地方公共団体における震度計及び震度情報ネットワークの更新に資するため、指針となるものを示したいと考えています。

また、併せて、震度と被害の関係を示した「震度階級関連解説表」の見直しや、震度計の設置環境のあり方等

について検討することとしています。

### 2. 検討事項

- (1) 「震度階級関連解説表」の見直し
- (2) 設置条件等の不適切な観測点の点検とその扱い
- (3) 地方公共団体設置の震度計の具体的な配置基準
- (4) その他

### 3. 今後の予定

今年度内に検討会を4回程度開催し、検討事項について論点を整理し、報告書を取りまとめる予定です。

#### 震度に関する検討会委員

(五十音順、敬称略)

##### 〔学識委員〕

青井 真	独立行政法人防災科学技術研究所地震観測データセンター強震観測管理室長
大川 出	独立行政法人建築研究所構造研究グループ主席研究監
桶田 敦	TBSテレビ報道局編集センター編集部担当部長
神山 眞	東北工業大学教授
清野 純史	京都大学准教授
額 一	東京大学地震研究所教授
境 有紀	筑波大学大学院准教授
田中 淳	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長
谷原 和憲	日本テレビ放送網報道局社会部担当部長
中川 和之	時事通信社編集委員
西山 功	国土交通省国土技術政策総合研究所建築研究部長
正木 清貴	日本放送協会報道局災害・気象センター長
翠川 三郎	委員長・東京工業大学大学院教授

##### 〔行政委員〕

池内 幸司	内閣府参事官：地震・火山対策担当
飯島 義雄	消防庁国民保護・防災部防災課長
長尾 一郎	消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長
増子 宏	文部科学省研究開発局地震・防災研究課長
細見 寛	国土交通省河川局防災課長
井上 俊之	国土交通省住宅局建築指導課長
宇平 幸一	気象庁地震火山部管理課長



第1回「震度に関する検討会」の様相



## 「平成20年度救助技術の高度化等検討会」の発足

参事官

### 1. 概要

近年、「JR西日本福知山線列車事故(平成17年4月)」、「新潟県中越沖地震(平成19年7月)」、「岩手・宮城内陸地震(平成20年6月)」等に象徴される、大規模かつ複雑多様化した災害が発生しています。地震により倒壊した、もしくは倒壊寸前の建物内や、脱線等により原型をとどめないほど破損した列車内での救助活動は、常に救助隊員等に二次災害の危険が伴います。

このような二次災害の危険に対応するため、米国等においては「ショアリング(「支える」の意)」と呼ばれる倒壊建物等の安定化技術が実際の災害現場で活用されています。

今回、当該倒壊建物等の安定化技術を日本国内の災害現場で活用する可能性及びその運用方法等を検討し、救助活動における安全確保技術の高度化を図るため、「災害現場における倒壊建物等の安定化技術(ショアリング)について」をテーマとしました。

平成20年12月4日に第1回検討会が開催され、小濱座長を中心に検討事項の確認と「ショアリング」の活用方策等について活発な議論が交わされました。

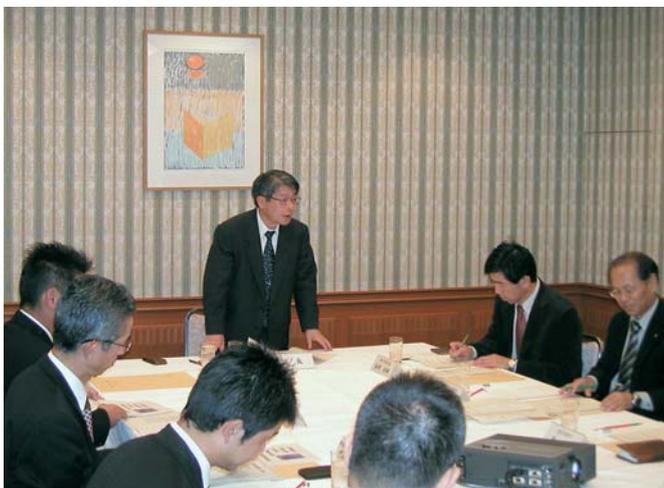
### 2. 今後の予定

年度内に報告書を取りまとめる予定です。

#### 平成20年度救助技術の高度化等検討会委員

(五十音順、敬称略)

小濱	本一	財団法人建設業技術者センター常務理事
亀田	佳伸	京都市消防局警防部消防救助課長
草場	秀幸	在日米海軍統合消防局佐世保署訓練課ドリルマスター
久野	智	名古屋市消防局消防部特別消防隊長
西岡	保雄	神戸市消防局警防部救急救助課救助担当主幹
原	修	東京消防庁警防部救助課長
廣川	幹浩	総務省消防庁消防大学校消防研究センター研究官
深澤	良信	総務省消防庁国民保護・防災部参事官
山本	敏明	北九州市消防局警防部警防課長
渡邊	俊幸	総務省消防庁消防大学校教務部教授



「平成20年度救助技術の高度化等検討会」の様子



倒壊建物に対する安定化技術(ショアリング)訓練

# 平成21年春季全国火災予防運動の実施

## 予防課

「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」を全国統一防火標語に掲げ、3月1日(日)から7日(土)までの7日間、春季全国火災予防運動が実施されます。

火災予防運動の目的は、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、日常生活での防火を実践することにより、火災による死傷者や財産の損失を防ぐことです。

平成19年中の総火災件数は5万4,582件で、前年と比べると1,306件増加しています。住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)は1,148人で、前年より39人減少しているものの、平成15年から5年連続で1,000人を超えており、極めて深刻な事態となっています。

今後も高齢化の進展に伴い、住宅火災による死者数がさらに増加するおそれがあることから、住宅用火災警報器の早期設置を図ることとしています。

また、例年どおり、春季全国火災予防運動と同時期に「全国山火事予防運動」及び「車両火災予防運動」も併せて実施されます。

### 重点項目

#### (1) 住宅防火対策の推進

新築住宅については、すでに住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の設置が義務化されており、既存住宅においても一部の地域では設置義務化が始まっています。適用開始前の地域を含めて、普及状況の把握を進め、十分に普及が進んでいない場合には、住警器の早期設置の促進を強力に図ることとします。

また、住警器の設置促進について、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、幅広い分野のあらゆる主体が総力を結集して国民運動的に取り組むべきであることを示した「住宅用火災警報器設置推進基本方針」(平成20年12月17日住宅用火災警報器設置推進会議決定)に基づいて住警器の早期普及に係る取組を強力に推進することとします。

#### (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

平成19年中の放火による火災は6,558件で、平成9年以降11年連続して出火原因の第1位となっています。

こうしたことから「放火火災防止対策戦略プラン」を積極的に活用し、放火火災に対する地域の対応力を向上させることとします。また、物品販売店舗等については死角となりやすい箇所の可燃物の整理整頓、避難経路の確実な確保等について積極的に指導することとします。

#### (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

福祉施設等の火災を踏まえ、特定防火対象物等における防火管理体制等の指導を行うとともに、消防用設備等の維持管理や防災物品の使用等の徹底を図ることとします。

また、違反のある防火対象物に対する違反是正指導では、関係機関等との連携を強化し、総合的な防火安全対策の徹底を図ることとします。

#### (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

消費者の安全・安心の確保が強く求められていることを踏まえ、電気用品、燃焼機器、自動車等の火災の発火源となることが多い製品について、適切な使用・維持管理の呼び掛けに併せて、各種機関の収集情報等を参考とし、注意情報を発信することとします。

#### (5) 林野火災予防対策の推進

林野火災の出火原因としては、たき火、たばこ及び火入れによるものが約半数を占めています。火入れに際しての手続きの徹底、林野周辺住民及び入山者等の防火意識の高揚、火災警報発令中における火の使用制限の徹底等について、重点的に指導を行うこととします。また、林業関係者とも連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講ずるよう努めることとします。

## 2 重点推進項目

#### (1) 住宅防火対策の推進

- ア 設置義務化を踏まえた住宅用火災警報器の早期設置の促進
- イ 住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知
- ウ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- エ 防災品の普及促進

- オ 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供
- キ 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- ア 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ 物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
- ウ 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施
- (3) 特定防火対象物における防火安全対策の徹底
- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
- エ 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底
- オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- カ 個室ビデオ店等の個室型店舗における防火安全対策の徹底
- キ 高齢者や障害者が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- ク 避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (5) 林野火災予防対策の推進
- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
- エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

### 3 地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開します。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
- (2) 震災時における出火防止対策等の推進
- (3) 大規模産業施設の安全確保
- (4) 電気火災予防対策の推進
- (5) 消火器の適切な維持管理
- (6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (7) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

## 4 全国火災予防運動ポスター

昨年の秋季火災予防運動に引き続き、現在テレビ等でご活躍されている、小倉優子さんをモデルとしてポスターを作成し、全国の消防機関等へ配布しました。

さらに、火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行います。



平成21年春季全国火災予防運動広報用ポスター

### ~住宅防火 いのちを守る7つのポイント~

#### —3つの習慣・4つの対策—

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

## 「消防団員入団促進キャンペーン」の実施

防災課

地域防災の要、消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多い状況を踏まえ、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることから、消防庁では、退団が集中する時期の前の1月から3月までをキャンペーン期間として位置付け、「消防団員入団促進キャンペーン」を実施しています。

このキャンペーンを全国的な取組とし、特に、被雇用者、女性及び大学生等を対象とした入団促進に取り組んでいただくよう各都道府県知事及び各市町村長（指定都市市長を除く市町村長へは都道府県知事を經由）に対し、消防庁長官から『消防団員入団促進キャンペーン』に基づく広報の推進について（通知）」（平成20年12月5日付け消防



消防団員入団促進ポスター



消防団広報ビデオ

「消防団広報ビデオ（DVD 7,000枚、VHS 1,500本）」及び「消防団員入団促進パンフレット（165万部）」等を活用した消防団員募集の広報を推進していただくようお願いし

災第326号)を発出しました。

本通知では、広報誌、ケーブルテレビ及びホームページ等のあらゆる広報媒体を通じて、効果的な広報を推進していただくとともに、キャンペーン期間中に開催される各種イベント等において、消防庁作成の「消防団員入団促進ポスター（51万枚）」

ました。

消防庁では、特に、増加傾向にある女性の消防団員を更に増加させ、目標である10万人の確保に向けた各市町村等の取組を強力に支援するため、女優の安めぐみさんを入団促進ポスターのモデル及び広報ビデオの司会者に起用し、女性へ向けての広報に重点を置くとともに、初めて女性消防団員入団促進キャンペーンイベントを実施することとしています。皆様の本イベントへのご参加をお待ちしています。

これからも地域の幅広い層から職業、年齢、性別を問わず、多くの方々が消防団に参加されることを期待しています。

### 消防団員入団促進パンフレット



事業所向け：70万部



女性向け：70万部



学生向け：25万部

# 日本・トルコ消防フォーラムの開催

参事官

## 1. 経緯

アジア域内においては、近年の都市化の進展や大規模自然災害の多発などを端緒として消防防災体制の整備が広く喫緊の課題となってきています。そこで消防庁では、我が国の消防防災に関する知識、技術を活用して、アジア諸国の消防防災能力の向上に貢献することを目的に、平成19年度からアジア国際消防フォーラムを開催しています。

第1回は平成19年9月21日にベトナム社会主義共和国（ハノイ市）において開催しましたが、本年度は第2回として、去る10月16日（木）にトルコ共和国（アンカラ市）において「日本・トルコ消防フォーラム」を開催しました。

## 2. 開催概要

「日本・トルコ消防フォーラム」は、トルコ共和国アンカラ市内に設けられているトルコ内務省研修部において開催しました。当日は、トルコの国会議員、緊急救助業務を司る国の行政機関である内務省、トルコ国内各地の消防本部といったトルコ国内の消防防災行政に携わる幹部職員のほか、在トルコ日本国大使館、独立行政法人国際協力機構（JICA）、さらには関係NGO等から合計約300名が会場に集まりました。冒頭、主催者として日本側の消防庁国民保護・防災部長から、また共催機関であるトルコ消防士協会及びトルコ内務省市民防衛総局から、それぞれ開会あいさつを述べた後、まず共催のトルコ側から同国における消防・捜索救助活動・制度の概要

についての講演が行われました。

引き続き、日本側から、以下の発表順で3つのテーマについての講演を行いました。

- ① 日本の消防行政機関における消防防災体制の概要について  
（国民保護・防災部長）
- ② 日本の地方消防本部における消防防災体制について  
（国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐）
- ③ 国内外での災害に対する日本の捜索救助活動・機能について  
（国民保護・防災部参事官）

フォーラムでは、トルコ側からあらかじめ要望が寄せられていた上記の各テーマについて日本側の消防庁から講演を行いました。トルコ側は、単に古くからの友好国としての親近感以上に日本の消防防災に関する知識・技術についての強い関心があったことから、ほぼ終日かけて行われた講演の中でも、とりわけ消防庁からの講演に対する反響が大きく、講演に引き続き来聴者との間で行われた質疑応答及び意見交換においては、より詳細な説明や具体的な技術協力を求めるといった熱いコメントが多数寄せられました。また当日の開催概要は、トルコ内務省が作成した政府公報で広くトルコ国内に周知されました。こうして第2回アジア国際消防フォーラムは大盛況のうちに終わることができました。

今回のフォーラム開催をきっかけに、日本とトルコの間には消防防災に関する一層の交流・協力関係が生まれることが期待されます。



トルコ側幹部をはじめとする会場の様子



会場からの質疑に応じる消防庁講演者

## 市町村における災害時要援護者の避難支援対策への取組状況調査結果

防災課

平成17年3月の中央防災会議で報告された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）においては、「情報伝達体制の整備」、「災害時要援護者情報の共有」、「災害時要援護者の避難支援計画の具体化」等を課題として挙げ、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等の具体的な避難支援計画（個別計画）の策定等の取組を市町村に要請しているところです。

このことを踏まえ、消防庁では、昨年度に引き続き、全国1,816市町村を対象に平成19年度末現在の取組状況を調査のうえ、公表しました。

その概要は、次のとおりです。

### 1. 全体計画の策定状況

災害時要援護者の避難支援対策は、最終的には、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織等が連携のうえ、個別計画を策定することを目指していますが、その前提として、国は、全国の市町村に対し、災害時要援護者名簿、リスト等を作成するための情報収集や行政外の関係機関等を含めた情報共有を実施するため

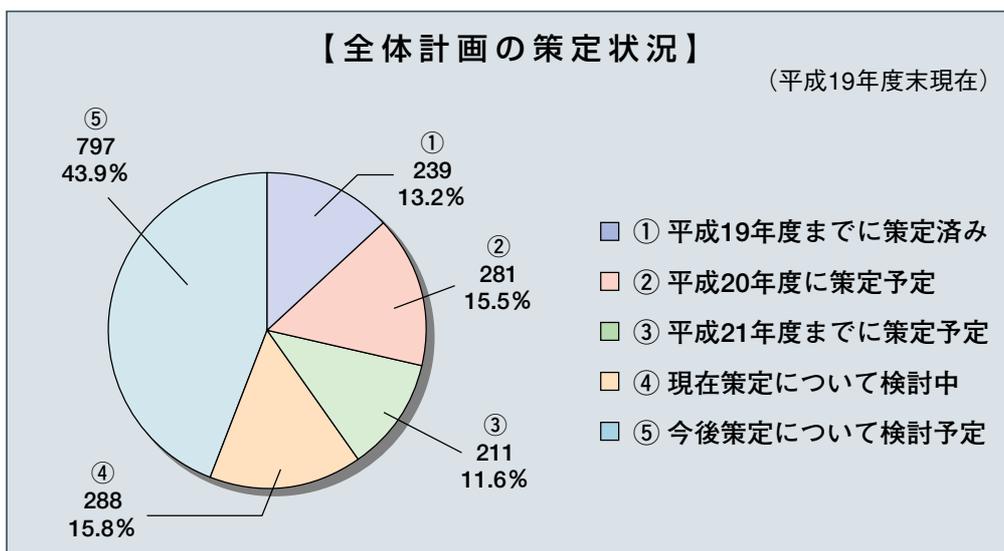
の方法のほか、避難支援の対象者の範囲や避難準備情報等の発令・伝達、支援体制など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「全体計画」を定めるよう要請しています。

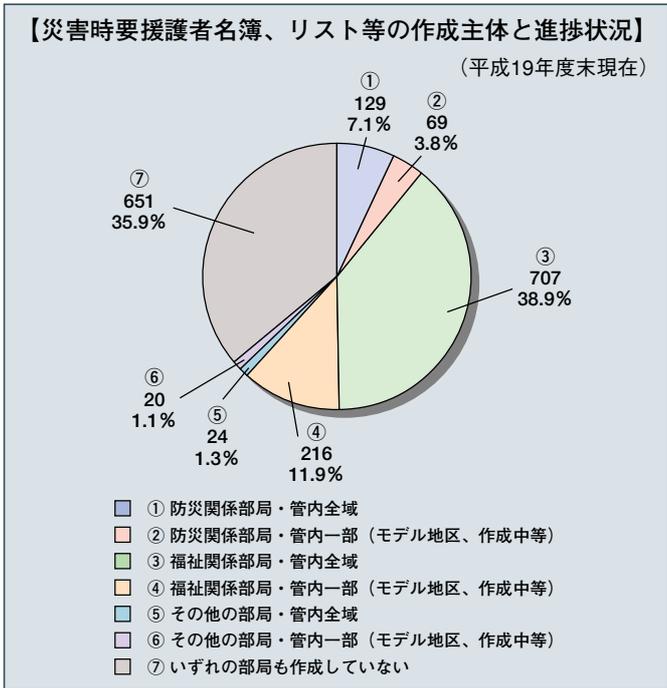
昨年度の調査（平成18年度末現在）では、204団体（11.2%）が策定済みとなっていたましたが、今回の調査（平成19年度末現在）では、239団体（13.2%）が策定済みとなっており、35団体の増加に留まっています。

しかしながら、今後については、平成21年度までに策定を予定する団体と現在策定について検討中の団体を合わせると、全団体の半数を超えており（56.1%）、今後の取組の進展が期待されるところです。

### 2. 災害時要援護者名簿、リスト等の作成

市町村は、個別計画を作成するため、災害時要援護者についての情報を把握し、災害時要援護者名簿、リスト等を作成する必要がありますが、今回の調査により、全団体の約2/3が作成に着手済みであることが明らかになりました。





また、その作成は、福祉関係部局が主体となっていくケースが多いことも明らかになっています（作成に着手済みの団体の8割弱において、福祉関係部局が主体）。

### 3. 災害時要援護者情報の収集・共有の方法

災害時要援護者名簿、リスト等を作成するための情報収集の手段として、また、災害時に要援護者を支援する自主防災組織など、行政外の関係機関等を含めた情報共有を実施し、個別計画を策定するための手段として、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式の3つの方式があります。

#### ※ 関係機関共有方式

個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人の同意を得ずに、平常時から関係機関等間で情報を共有する方式

#### ※ 同意方式

要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式

#### ※ 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式

市町村は、これら3つの方式について、単独又は組み合わせにより、情報の収集・共有を実施していますが、傾向としては、3つの方式のいずれかを単独で用いるというよりは、適宜組み合わせで情報の収集・共有を行っていると言えます。

#### 【災害時要援護者情報の収集・共有方法】

(平成19年度末現在)

- 第1位 3方式を併用  
204団体(19.3%)
  - 第2位 同意方式と手上げ方式を併用  
202団体(19.1%)
  - 第3位 関係機関共有方式と同意方式を併用  
173団体(16.4%)
- ※情報の収集・共有の方法を決めている団体  
1,056団体(100%)

### 4. 個別計画の策定状況

個別計画は、一部策定の場合を含め、昨年度の調査(平成18年度末現在)では、72団体(3.9%)が策定済みとなっていました。今回の調査(平成19年度末現在)では138団体(7.6%)が策定済みとなっており、ほぼ倍増しています。

また、平成21年度までに策定を予定する団体等、策定に着手している団体を合わせると、全団体の1/3強(35.6%)となっています。

#### 【個別計画の策定状況】

(平成19年度末現在)

- ・管内全域で整備されている割合  
2.6% (47団体)
  - ・管内一部で整備されている割合  
5.0% (91団体)
- ⇒ 計7.6% (138団体)

※平成21年度までに策定を予定する団体等、策定に着手している団体を合わせると、全団体の1/3強646団体(35.6%)。

# 平成20年度における国と地方公共団体とが共同で実施する国民保護訓練について

## 国民保護室、国民保護運用室

国民保護法では、国、地方公共団体などの様々な関係機関が連携して、武力攻撃事態等における避難、救援、災害対処など国民の生命、身体及び財産を保護するための仕組みが定められています。

武力攻撃や大規模テロが発生した場合に、この仕組みを円滑・的確に実施するためには、関係機関の制度運用の理解・習熟とともに、保護の対象である国民の理解・協力が不可欠です。

地震や風水害などの自然災害は、その発生を抑止することが難しい災害であり、これまでも現実に国民が被災し、地方公共団体は、関係機関と協力して対処にあたっています。

一方、国民保護法で想定している武力攻撃や大規模テロは、まずは実際に発生することのないよう様々な努力をすべきものであり、必ず発生するものではありませんが、万一、発生した場合の備えはしておく必要があるものです。

平成17年度に全都道府県において、平成20年10月1日現在で98.7%の市町村において国民保護計画が策定され、今後は、計画等の実効性を確認し、改善していく必要があります。そのためには訓練の実施が特に重要になっています。国民保護法第42条において、指定行政機関の長等が「訓練を行うよう努めなければならない」と定められているのも、こうした趣旨を踏まえたものです。

平成20年度に国と地方公共団体とが共同で実施する訓練は前年度よりも増

加し、実動訓練4件、図上訓練14件（別表参照）となっています（平成19年度実績：実動訓練5件、図上訓練10件）。また、平成20年度訓練の特徴として、これまでに実施してきた化学剤を用いたテロ等に加え、国民保護共同訓練として初めて、生物剤や放射性物質を用いたテロを想定した訓練も実施することが挙げられます。

### (1) 実動訓練

平成20年度に国と地方公共団体とが共同で行う実動訓練は、山口県（11月11日）、鳥取県（11月16日）、岡山県（11月19日）、長野県（11月26日）の4県で実施されています。

これらの訓練は、大規模集客施設における化学テロ等の発生を想定し、国の現地対策本部や県の対策本部等の

**別表 平成20年度国民保護共同訓練（実動訓練4件、図上訓練14件）**

実施団体	種別	実施時期	シナリオ概要
三重県	図上	10月21日	大規模集客施設における爆破テロ
宮崎県	図上	10月27日	生物剤（天然痘）を用いたテロ攻撃
秋田県	図上	11月 4日	鉄道駅における化学テロ
青森県	図上	11月 7日	大規模集客施設における化学テロ
山口県	実動	11月11日	大規模集客施設における化学テロ
滋賀県	図上	11月12日	大規模集客施設における爆破テロ
鳥取県	実動	11月16日	大規模集客施設における化学テロ
大分県	図上	11月18日	県内施設における化学テロ
岡山県	実動	11月19日	大規模集客施設における化学テロ
奈良県	図上	11月21日	鉄道駅における化学テロ
長野県	実動	11月26日	大規模集客施設における化学テロ
愛媛県	図上	1月20日	生物剤（天然痘）を用いたテロ攻撃
新潟県	図上	1月21日	鉄道駅における化学テロ
長崎県	図上	2月上旬予定	大規模集客施設等における爆破テロ
徳島県	図上	2月上旬予定	交通ターミナルにおける爆破テロ
神奈川県	図上	2月上旬予定	放射性物質を用いたテロ攻撃
山形県	図上	2月上旬予定	鉄道駅における化学テロ
福井県	図上	2月中旬予定	武装グループによる攻撃

設置、それら相互の連絡調整、住民の避難誘導、医療等の救援、更には災害対処に関する措置など、国民保護のための一連の対応についての訓練となっています。

## (2) 図上訓練

平成20年度に国と地方公共団体とが共同で行う図上訓練は、別表の14県で実施または実施予定となっています。

これらの訓練では、国、県の対策本部等の運営、それら相互の連絡調整、警報、避難の指示等、国民保護措置に係る状況判断及び情報伝達要領について、訓練が行われています。

なお、これらの国と地方公共団体とが共同で実施する国民保護訓練については、国民保護法で定めるところにより、その費用は原則として国が負担することになって

います。

また、平成19年度から、共同訓練の一環として、全国を6ブロックに分け、都道府県の国民保護担当者を対象にセミナーを開催しています。

このセミナーは、共同訓練から得られた成果をブロック内の他の都道府県と広く共有することで、地方公共団体が実施する国民保護措置及び訓練手法の理解の促進を図ることを狙いとしています。

消防庁では、これらの国と地方公共団体との共同訓練について、シナリオ作成への助言や財政的支援などにより積極的に支援をしています。また、地方公共団体が単独で実施する訓練においても、助言などの支援を行っています。地方公共団体においては、積極的に訓練へ取り組まれるようお願いいたします。



実動訓練（山口県）



実動訓練（長野県）



図上訓練（滋賀県）



実動訓練（鳥取県）

# 「原子力施設における消防訓練のあり方に関する検討会」 における消防モデル訓練の実施

特殊災害室

今年度、消防庁では、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震による東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所所内変圧器火災を踏まえて、原子力施設の防火安全対策の充実強化を図るため、「原子力施設における消防訓練のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、原子力事業者と公設消防との連携による実践的な消防訓練について検討を行っています。

その検討の一環として、消防訓練モデル計画作成に必要なデータを収集することを目的に、原子力発電所2か所において消防モデル訓練を実施しました。これら消防モデル訓練の実施結果を踏まえ、年度内に検討会において報告書（消防訓練モデル計画を含む）を取りまとめる予定です。

以下、原子力発電所2か所で実施したモデル訓練の概要について紹介します。

## 1. 中部電力株式会社浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）

### (1) 実施日時

平成20年11月11日(火) 図上訓練 10:00～11:30  
実動訓練 14:00～16:30  
※同一シナリオで実施

### (2) 実施機関等

中部電力株式会社浜岡原子力発電所、牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部、経済産業省原子力安全・保安院浜岡原子力保安検査官事務所、消防庁、財団法人原子力安全技術センター 約75名参加



浜岡原子力発電所図上訓練（緊急時対策所）



浜岡原子力発電所実動訓練 屋外重油タンク火災



浜岡原子力発電所実動訓練 現場指揮本部



浜岡原子力発電所実動訓練 タービン建屋内大物搬入口付近火災

### (3) 対象設備

- ① 3号機屋外重油タンク
- ② 4号機タービン建屋内大物搬入口付近（放射線管理区域）

### (4) 訓練内容

- ① 大規模な地震が発生し、それに伴い3号機屋外重油タンクにて火災発生。
- ② その後、4号機タービン建屋内大物搬入口エリアにて火災報知器作動。
- ③ 当該エリアで実施していた作業エリアでの火災発生。
- ④ 自衛消防隊と公設消防との連携により2か所の消火活動を実施。

## 2. 日本原子力発電株式会社敦賀発電所（福井県敦賀市）

### (1) 実施日時

平成20年11月20日(木) 図上訓練 10:00~11:30  
 実動訓練 14:00~16:30  
 ※同一シナリオで実施

### (2) 実施機関等

日本原子力発電株式会社敦賀発電所、敦賀美方消防組合消防本部、経済産業省原子力安全・保安院敦賀原子力保安検査官事務所、同美浜原子力保安検査官事務所、消防庁、財団法人原子力安全技術センター 約90名参加

### (3) 対象設備

- ① 2号機 屋外補助ボイラ用軽油タンク
- ② 2号機 アスファルト固化建屋電気室（放射線管理区域）

### (4) 訓練内容

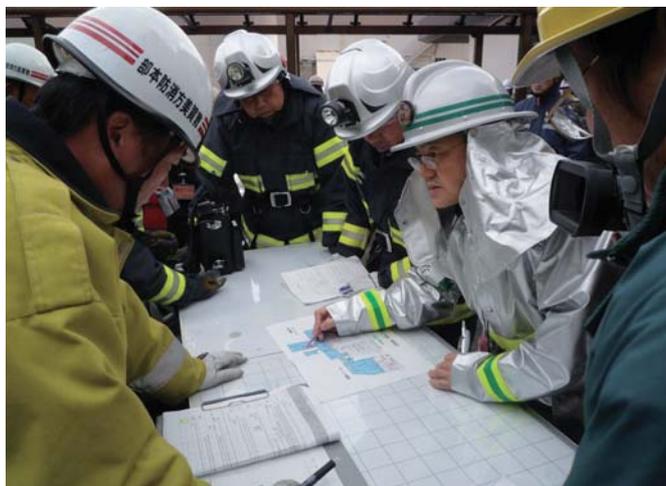
- ① 集中豪雨ののち、2号機屋外補助ボイラ用軽油タンクにて火災発生。
- ② 土砂災害による通行障害により公設消防の到着に遅れ。
- ③ その後、2号機アスファルト固化建屋電気室においても過負荷による火災が発生。
- ④ 自衛消防隊と公設消防との連携により2か所の消火活動を実施。



敦賀発電所図上訓練（緊急時対策室）



敦賀発電所実動訓練 屋外軽油タンク火災



敦賀発電所実動訓練 現場指揮本部



敦賀発電所実動訓練 アスファルト固化建屋電気室火災

# 第11回全国消防救助シンポジウムの開催

参事官

## 1. 概要

消防庁では、平成20年12月10日(水)に東京都千代田区日比谷公園の「日比谷公会堂」において、救助技術の向上及び啓発並びに救助隊員等相互の交流を図り、我が国における救助体制の一層の充実を図ることを目的として、第11回全国消防救助シンポジウムを開催しました。

今回のシンポジウムは、各種災害に的確に対応するため、救助技術や災害現場における迅速な意思決定能力のさらなる向上を目指し、「救助隊の災害活動能力向上を目指した訓練のあり方について」をテーマとして開催し、2,000名を超える消防救助関係者等が全国から参加しました。

本シンポジウムの内容については、後日記録集を発行し、消防本部等に配布する予定です。

## 2. 内容

### (1) 講演

がれき  
瓦礫災害での救助活動においては、U S & R（瓦礫災害における搜索救助活動）の技術が必要となること、U S & Rの訓練項目・体系、瓦礫の空間配置や音響など訓練効果を高めるための工夫、訓練効果の科学的検証などを踏まえたご講演をいただきました。



吉村 晶子 特別研究員  
の講演

（独立行政法人 防災科学技術研究所 地震防災フロンティア  
研究センター 医療防災チーム 特別研究員）

「日本におけるU S & R訓練の展開  
～効果的な訓練項目・体系・施設設定および  
その科学的検証～」

### (2) 緊急報告

伊藤 隆宏（藤沢市消防本部 南消防署 警備第一課  
南救助隊 主任）

「中華人民共和国・四川大地震における国際消防救助隊  
の派遣活動について」

大場 義和（栗原市消防本部 栗原市築館消防署  
主査 特別救助隊副隊長）

「土砂崩落に巻き込まれた車両からの救助活動  
～平成20年岩手・宮城内陸地震～」

### (3) 事例研究発表

全国の消防本部等の応募の中から選ばれた6事例の発表が

行われました。

発表者及び演題は以下のとおりです。

佐久間 栄吉（横浜市安全管理局）

「横浜市安全管理局における実災害に即した  
救助活動訓練」

森角 哲也（川崎市消防局）

「事業所施設を活用した特殊災害対応訓練について」

岡山 賀一（京都市消防局）

「水難救助訓練・研修の効果的なあり方について」

大谷 祐司（鳥取県西部広域行政管理組合消防局）

「救助隊基礎教育の効率化 ～Web活用による考察～」

久保 雅裕（香南市消防本部）

「少数精鋭部隊を目指した取り組みについて」

松尾 恵太（福岡市消防局）

「I D式図上訓練 ～状況判断能力向上のための訓練～」

### (4) パネルディスカッション

東京消防庁警防部の原修救助課長司会のもと、8名のパネリストにより、「災害対応能力向上を目指した訓練のあり方について」と題し、救助活動に関する訓練の様々な事例を踏まえ、各種災害に対応するためのより効果的な訓練のあり方や教育体制について、活発な意見交換が行われました。

## 3. おわりに

今回のシンポジウムには、全国から定員を超える参加希望があり、盛会のうちに終了することができました。

消防庁では、本シンポジウムが全国の救助隊員等の情報交流の場として積極的に活用され、今後の救助技術の向上に大きな役割を果たしていくことを期待しています。



パネルディスカッション  
「災害対応能力向上を目指した訓練のあり方について」

## 平成20年度緊急消防援助隊ブロック訓練の実施状況(九州ブロック、中部ブロック)

応急対策室

先月号に引き続き、今月号では平成20年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練のうち、九州ブロック及び中部ブロックの訓練実施状況を各実行委員会から紹介します。

### 平成20年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練について

長崎県消防保安室

平成20年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練を、長崎県佐世保市を主会場に実施しました。

**1. 実施日** 平成20年11月21日(金)、22日(土)

#### 2. 実施場所

- (1) 被災地初動対応訓練 長崎県庁、佐世保市消防局
- (2) 部隊集結訓練(進出拠点) 長崎自動車道川登SA・炎の博記念堂駐車場・佐世保市消防局
- (3) 部隊運用訓練 陸上自衛隊相浦駐屯地、九州電力株式会社相浦発電所

#### 3. 訓練内容

- (1) 消防応援活動調整本部運用訓練(図上訓練)

長崎県庁防災室内に県災害対策本部及び消防応援活動調整本部を設置し、消防庁並びに佐世保市消防局内に設置された市災害対策本部、指揮支援本部との情報伝達訓練及び災害規模・内容に対応



図上訓練

した部隊投入及び関係機関への要請訓練をロールプレイング方式で実施しました。

#### 《課題》

- 消防応援活動調整本部の設置場所の検討が必要。

(県庁防災室内に県災害対策本部及び消防応援活動調整本部を設置し、訓練を実施したが、実災害時には消防応援活動調整本部設置のスペースが確保できないように感じました。)

- (2) 部隊集結訓練

迅速出動部隊と被災地からの要請を受けてから応援出動する部隊とに分けて集結訓練を実施しました。

#### 《課題》

- 衛星電話を使用した情報伝達訓練では、開口部の無い防災室の構造等により電波が遮られ衛星電話が機能しなかったため設置位置の検討が必要。

- (3) 部隊運用訓練(実動訓練)

指揮支援部隊長(福岡市消防局)、指揮支援隊長(北九州市消防局)の部隊統制の下、12項目からなる訓練を実施しました。

有人離島を多数抱える本県の地理的条件を盛り込んだ応援部隊輸送訓練では、自衛隊の大型輸送ヘリコプター機で離島からの応援部隊及び人員の輸送を行い、航空移送を検証しました。

また、特殊災害対応訓練には、佐世保市に駐留する米海軍消防隊に参加をいただき、日米双方の消防隊が一現場で活動する検証を行いました。



応援部隊輸送

#### 4. おわりに

今回の訓練には、自衛隊、米海軍消防隊、県警察本部、DMAT等参加人員752名(消防関係者547名・関係機関205名)消防関係車両134台・防災ヘリコプター等10機と多数の参加をいただきました。

災害初動対応時における迅速・確実・安全な救助を考えた時、防災関係機関の連携活動は不可欠であり、訓練を通し各機関が「顔の見える関係」を構築できたことは、何ものにも代え難い成果だったと思います。

また、先に記載したとおり、本県には多数の有人離島があり、有事の際の応援部隊の輸送について本訓練で実動できたことは、今後に向けた大きな一歩だったと思います。



特殊災害対応訓練



# 平成20年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練について

三重県防災危機管理部・四日市市消防本部

平成20年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練を、三重県四日市市において実施しました。

1. 実施日 平成20年12月5日(金)、6日(土)

## 2. 実施場所

(1) 図上訓練 三重県庁・四日市市消防本部・桑名市消防本部

(2) 野営訓練 四日市ドーム

(3) 部隊運用訓練 東ソー株式会社所有地

## 3. 訓練内容

(1) 消防応援活動調整本部運用訓練(図上訓練)

今年度の消防組織法改正に伴い、迅速出動・部隊移動の要素を盛り込み、消防応援活動調整本部は県庁に、指揮支援本部は四日市市消防本部・桑名市消防本部に設置し、ロールプレイング方式により実践的な訓練を実施しました。

### 《課題》

調整本部での情報の共有ができておらず、収集した情報の流れが不明確であったため、部隊配備等に時間を要しました。

情報の収集・整理・

共有・周知を徹底するために、情報を把握するリーダーを定め、重要情報を入手した直後の注意喚起や復唱により、強調した情報伝達・共有を行う等、指揮支援部隊長等に対し、的確な情報報告ができる体制を構築する必要があります。

(2) 部隊集結・野営訓練

部隊集結訓練では、愛知県隊において迅速出動の先遣隊と、それ以外の隊との時間差の検証を実施したところ、1時間30分の時間短縮となりました。

野営訓練では、中部ブロックでは初の試みとして、研修会を行いました。内容は、昨年の中国四川大地震において国際緊急援助隊に参加された名古屋市消防局隊員の方に講演していただきました。

### 《課題》

今回はドーム内で野営訓練を実施しましたが、冬季の屋外

での野営訓練における防寒対策について検討する必要があります。

(3) 部隊運用訓練

四日市市付近において直下型地震により、甚大な被害が発生したとの想定でブラインド方式の訓練を実施しました。



大容量泡放射システム

訓練開催地の地域的特色を盛り込んだ危険物タンク火災対応訓練では、11月末に配備されたばかりの大容量泡放射システムの実演を行ったところ、防災関係者はもとより、一般市民の注目を集めました。

### 《課題》

被災地消防本部と三重県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊との現場活動の連携は各指揮者により円滑に図られましたが、医療・防災関係機関との連携については、情報共有が困難であったため、不十分な部分がありました。

各機関が連携を図るためには、調整本部が中心となり、現場の被害状況や活動状況を把握し、情報提供を行う必要があります。今後、様々な機会を捉え、各機関相互のより密接な信頼関係を築いていく必要があります。



列車対応訓練

## 4. おわりに

各訓練項目で、緊急消防援助隊と関係機関との連携及び大規模災害発生時の応援・受援体制について検証することができ、有意義な訓練となりました。

今回の訓練に際して、多大なご支援ご協力を賜りました中部ブロック各県、参加消防本部(局)、各協力機関・団体の皆様に心から感謝申し上げます。

# 平成20年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練を終えて

総務省消防庁

平成20年の年初から各ブロックで実行委員会を立ち上げ、消防組織法の一部改正、迅速出動に関する実施要綱、自衛隊との連携の検証等、消防庁で示した留意事項を踏まえた訓練を企画立案していただきました。

各ブロックとも実践的かつ地域特性を考慮した内容で、自衛隊・警察・医療等の関係機関との連携も検証され、所期の目的を達成することができました。

一方、一部には形式的な内容も見られ、来年度以降のブロック訓練の課題も確認することができました。

最後になりますが、各ブロック実行委員会及び開催地都道府県・市町村・消防本部の真摯な取組に心から感謝するとともに、今後とも緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に継続的に取り組んでいただきますようお願いいたします。



島根県 松江市消防本部  
消防長 柳原 知朗

### 国際文化観光都市 松江市

松江市は、島根県の県庁所在地として県東部に位置しています。

中心部は沖積地に発達した城下町で東西に中海と宍道湖をひかえ、市街地は大橋川で南と北に2分されています。大山隠岐国立公園の一部に指定されている島根半島は北山山地を越えて日本海に面し複雑なりアス式海岸をもっており、南部は丘陵の多い農村地帯が大部分を占めています。美しい自然をもつ反面、季節風など災害に対する自然環境は必ずしもよいとは言えず、過去には大火・水害など幾多の災害をもたらしています。



宍道湖の夕日

また、昭和26年に国際文化観光都市に指定されており、古社・古墳・城下町の遺構としての文化財も多く残っています。

現在、2007年度から重要文化財である松江城築城完成400年に当たる2011年度までの5年間にわたって「松江開府400年祭」を展開中であり、この期間に様々なイベント等を実施しています。

### 消防体制

本市消防本部は、1本部2署1分署7出張所、234名の消防職員と2消防団9方面団2,102名の消防団員の体制で1市1町(事務委託)管轄人口20万8,806人(世帯数8万2,195世帯)管轄面積572.91km<sup>2</sup>の消防業務を担い、「安心して安全に生活できるまち」の確保と更なる充実のため日々取り組んでいます。

### 一日消防長『あっぱれくん』 ～火災のない城下町松江を目指して～

平成20年秋季火災予防運動は、「松江開府400年祭」のメインキャラクター『あっぱれくん』を一日消防長に任命し、火災予防宣伝を実施しました。まず、恒例の火災予防図画コンクールに「あっぱれ賞」を新設し、受賞児童にあっぱれ君から賞状、記念品を授与しました。その後、大型ショッピングモールで消防音楽隊の演奏とあわせてチラシ等を買物客に配布して、火災予防と住宅用火災警報器の設置を呼びかけました。また、「一日消防長特別査

察」として重要文化財「松江城」の消防用設備を点検するとともに、観光客にも火災予防と観光都市松江をPRし、一緒に写真を撮ったりして大人気でした。これからも《火災のない城下町松江》をスローガンに火災予防活動に取り組んでまいります。



松江開府400年祭メインキャラクター「あっぱれくん」の一日消防長

### 島根原子力発電所における災害に備え、関係機関と連携強化

松江市は、市町村合併により全国の県庁所在地で唯一、原子力発電所立地市となりました。

N(原子力)災害に対応するため、当消防本部に2隊ある救助隊のうち、原子力発電所に近い北消防署特別救助隊に対応資機材を配備し、BC(生物・化学)災害対応部隊である南消防署高度救助隊とともに、消防隊、救急隊と連携を図りながら災害に備えています。

また、発電所放射線管理担当者を招へいし、原子力に関する知識を深めるため、消防隊員向けの講習を実施し、顔の見える関係を構築するよう努めています。

さらに、N災害現場においては、原子力発電所との正確な情報の共有、発電所放射線管理担当者との密接な連携活動が重要であることから、平成20年12月16日、島根県消防学校において、『発電所の廃棄物処理場で火災が発生した』という想定により、原子力発電所管理課・松江市消防本部合同の訓練を実施し、連携強化を図りました。



島根原子力発電所放射線管理担当者による講習会

### 結びに

複雑多様化する災害に対応していくために、より専門性の高い研鑽<sup>けんさん</sup>を積みながら、「安心・安全で住みよい松江市」の更なる発展を目指し、住民との協働の精神を基本として必要なことを着実に実行してまいります。

## 女性消防団員と「火災予防」を呼びかける

## 羊蹄山ろく消防組合消防本部

羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署は去る12月26日から31日までの6日間、蘭越消防団女性消防団員と年末火災予防警戒広報を実施しました。これは平成6年から実施している行事で、期間中は9時から16時まで、女性消防団員1名と職員1名が広報車で蘭越町全域を巡回し、「年末は、何かと慌ただしさが増し、火の取扱いが疎かになりがちです。ちょっとした不注意で火災が発生しますので注意してください。また、住宅用火災警報器の早期設置をお願いします」と火災予防を呼びかけました。



巡回中、火災予防を呼びかける女性消防団員

## 事業所防災リーダー研修会を初開催

## 小松市消防本部

小松市消防本部は去る11月27日、防火管理者を対象に、事業所防災リーダー研修会を初めて開催しました。これは、大阪市の個室ビデオ店の火災事故を受け、事業所の防災リーダーとして、火災などが発生した場合の適切な初動対応を身につけてもらうことを目的に実施したものです。福祉施設や飲食店から参加した約30名は、火災報知機作動の場合の初動対応、煙の充満した消火体験室での消火訓練、煙体験室での避難救出・搬出、区画形成訓練など5つのコーナーで実践的な訓練を体験しました。



煙体験室からの救出・搬出訓練

消防通信

望

楼

ぼうろう

## 原子力防災訓練に参加

## 唐津市消防本部

唐津市消防本部は去る11月19日と20日、地域住民や防災関係者の原子力防災に関する意識の高揚と知識の向上を図ることを目的に開催された「平成20年度佐賀県原子力防災訓練」(主催：佐賀県)に、地元防災機関として参加しました。訓練は、緊急事態応急対策拠点施設である佐賀県オフサイトセンターを中心に行われ、消防本部では、2号機所内の主変圧器からの出火を想定し、玄海原子力発電所の自衛消防隊及び消防本部車両3台による消火訓練、負傷者や被曝者の救急搬送などを実施しました。



被曝者を除染措置後、救急車で病院へ搬送

## 「衛生推進教育」で筋肉トレーニング

## 南薩地区消防組合消防本部

南薩地区消防組合消防本部は去る12月17日、職員の体力維持及び健康増進を目的に、「衛生推進教育」を開催しました。管内2署5分遣所の衛生推進者(社団法人鹿児島県労働基準協会の講習を終了した者)など31名が参加、健康運動指導士から正しい筋肉トレーニング方法の指導を受けました。体力には自信のある職員も、日頃使わない筋肉に負荷を与えるなどして基礎代謝を高めました。警防課長からは「今後は正しい筋肉トレーニングを行い、職場の安全に務めましょう」と訓示がありました。



会場内には職員の絶叫が響いていた

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより

## 緊急消防援助隊教育の総合展開

消防大学校では、大規模災害等発生時における緊急消防援助隊の連携活動能力の向上を目的として、平成20年度中に「指揮隊長コース(第4回)」、「航空隊コース(第6回、第7回)」、「航空隊長コース(第4回)」などのコースを実施しています。

「指揮隊長コース(第4回)」は、4月期の人事異動後間もない4月21日から4月25日までの5日間、緊急消防援助隊の指揮支援部隊長、指揮支援隊長、都道府県隊長及び都道府県隊指揮隊長など27人を対象として実施しました。

本コースでは、部隊指揮要領、航空隊との連携及び過去の災害事例などの講義のほか、シミュレーションを通じて災害時の現地調整本部の適正な運用方法を疑似体験する図上訓練を実施しました。

学生からは、「緊急消防援助隊の制度及び活動、調整本部の運営方法がよく理解できた。」「各県代表消防本部の方々と顔の見える関係が構築でき、災害現場での活動をスムーズに行うことができる。」などの感想が寄せられました。

「航空隊コース(第6回)」は、7月8日から7月25日までの13日間、全国から消防防災ヘリコプターの隊員29



降下後の救出準備の風景  
【航空隊コース(第6回)】

名を対象として実施しました。

本コースが始まる1か月前には、岩手・宮城内陸地震が発生し、出動した隊員の中には、本コース入校予定者も多数おりました。

本コースは、隊員を対象としていることから、航空法規・航空工学など基礎的知識をはじめ、消防庁危機管理センターでの航空実務・消防広域応援・航空消防防災行政等消防庁の施策、さらに航空医学・原子力災害への対応等専門的知識をも含むなど、消防防災ヘリの隊員としての水準の高い講義となりました。

また、本コースでの訓練は、東京消防庁のご協力を得て、4日間、第八消防方面本部消防救助機動部隊及び装備部航空隊のご指導により駐機訓練を実施しました。

梅雨の明けきらない7月中旬に実施されたこの訓練は、過酷を極めていましたが、学生たちは皆、自己の技術の向上を目指し、熱心に受講していました。

「航空隊長コース(第4回)」は、7月28日から8月1日まで、消防防災ヘリコプターの隊長、副隊長及びパイロットで活躍している26人を対象として実施しました。

本コースでは、消防航空行政を中心に、大規模災害における救援航空機の活動統制や、関係機関の航空機運用



緊急消防援助隊調整本部を想定した図上訓練風景  
【指揮隊長コース(第4回)】



# 消防大学校だより

をはじめ、新潟県中越沖地震で問題となった原子力施設対策についての講義などを実施しました。

また、岩手・宮城内陸地震で活動した学生から災害活動の概要及び教訓等を発表してもらい、同様の大規模災害が発生した場合の被害軽減についての検討も行いました。

これらのほかに、緊急消防援助隊のNBC災害対応要員、特別高度救助隊の隊長等を対象として、平成21年2月3日から2月19日まで「NBC・特別高度救助コース(第2回)」を開講します。

本コースでは、広域消防応援体制、防衛省及び災害医



岩手・宮城内陸地震の概要及び教訓を発表する学生  
【航空隊長コース(第4回)】



空中停止要領の訓練風景  
【航空隊コース(第6回)】

療をはじめとする関係各機関による特殊災害発生時における対応方法についての講義のほか、高度救助資機材及びNBC対応資機材を使用した想定訓練を実施します。

また、同年2月16日から3月4日まで、今年度2回目の「航空隊コース(第7回)」、2月24日から3月6日まで「高度救助コース(第3回)」を実施する予定です。

緊急消防援助隊については、更なる機動力の強化を図るため、今年度、消防組織法の一部改正が行われましたが、消防大学校ではこれらを踏まえ、今まで以上に中身の濃い有意義なコースを実施していきます。

## 消防大学校成績優秀者(学生番号順)

科名(期)	氏名	所属消防本部(都道府県)
幹部科(第13期) 10月23日~12月10日 74名	田口 裕一	東京消防庁(東京都)
	谷津 直樹	横浜市安全管理局(神奈川県)
	宝里 正利	若狭消防組合消防本部(福井県)
	國松 進	甲賀広域行政組合消防本部(滋賀県)
	鴨林 由秀	枚方寝屋川消防組合消防本部(大阪府)
	田上 純一	下関市消防局(山口県)
	福島 錦哉	県央地域広域市町村圏組合消防本部(長崎県)
	薄井 良文	阿蘇広域行政事務組合消防本部(熊本県)

## 災害対策本部における応急対応支援システムの開発

### 1. はじめに

地震直後、地方自治体の災害対策本部が行う応急対策の内容は多岐にわたり、その際必要となる物資や機材は多種多様です。またこれらは、発災期・避難誘導期・避難生活期と時間の経過に伴って時々刻々変化します。このような極めて複雑でめったに発生しない事態への応急対応を情報面から支援するためのシステムの開発を行いましたので紹介します。

### 2. 応急対応支援システムの開発

本開発では、災害対応プロセスの全フェーズ、即ち「状況把握」、「意思決定」、「対策実施」までの支援を含めた統合型応急対応支援システムの構築を目指しました。そこでのコンセプトは、実際に活用されなくてはその価値を持たないとの認識から、全国の自治体の防災担当者をユーザーとし、特殊なデータセットや高額な情報機器類がなくても稼動し容易に導入・活用できること、平常時には図上訓練等に、災害時には応急対応の意思決定、円滑な対策実施に利活用できることとしました。

#### ① 状況把握

震源情報（震源、深さ、規模など）を入力するだけで、概略の全体被害量を瞬時に提示できる被害推定機能を構築した。

#### ② 意思決定

被害予測に対応した要員、資機材、物資などの対応需要量、外部応援需要量が瞬時に計算できる需要量算出機能を構築した。また、災害状況に応じた「時系列的応急対応項目」の提示、応急対応の各事案の処理状況が容易に把握できる機能を構築した。

#### ③ 対策実施

各対策事案を画面上でクリックするだけで、事前に整理、作成した活動要領、関連データ、資料等のリンク情報が提示される仕組みとした。

#### ④ 以上の諸機能を利用しやすいように、Excelベースで

統合化し、通常業務との連続性を心掛けた（次頁図参照）。

本システムを用いて、災害対策本部は発災直後の情報空白期においても、被害・対応力の全体像を瞬時に把握できるだけでなく、システムが提供する“時系列的応急対応項目”に応じて、対応活動要領を参照しながら、迅速に緊急度の高い対策を実施することが可能になると期待されます。

### 3. システムの概要

被害推定、需要量算出機能は、震源情報を与えることで自動的に動くものとなっています。例えば被害想定で死者数が予測されると、対応としては棺、ドライアイス（夏と冬では量が異なる）、遺体安置所を用意すること等が提示されることから、何をどの程度まですべきかという応急対応行動が自然に分かるようになっています。

一方、発災後の時間の経過に伴って行うべき対応項目の提示については、本システムでは既定項目で示してあるに過ぎないため、個々の自治体の地域特性、体制等に即したものとする必要があります。活動要領等も自らが地震時をイメージした中で重要と思われる資料を整えることが要求されます。実は、これらの作業が災害対策本部の効率的運用、あるいは防災担当者の教育・訓練、各自治体の地震危険度の把握、防災資源の把握、他組織との連携などを促進する“しくみ”であるわけです。

この時系列的対応項目に対して対応開始・警告時間などが設定され、図の時間軸が動いてその時間となると、色が変化し注意を促すようになっています。なお、時系列的対応項目の設定（並びの順番、対応開始時間など）は、図の下タブ【項目の設定】の中で、通常のExcel操作での表作成を行うだけで可能です。

### 4. システム評価

発災時の「応援要請」及び「救援物資・人員の有効か

「合理的利用」を支援するという観点から、「県レベルでの予測値」と「市町村別の予測値及び相対序列」について、平成16年新潟県中越地震を対象として精度の検証を行いました。その結果、

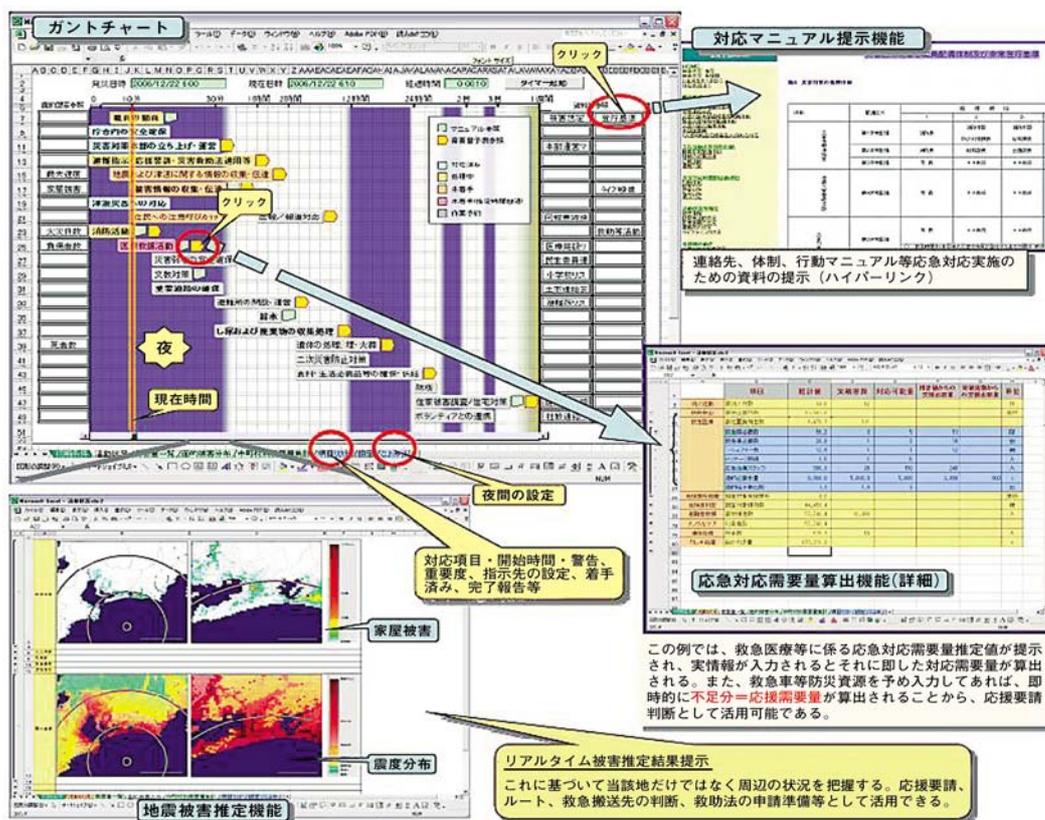
- ① 県レベルという広域で見た場合には被害推定結果と実際の被害はよく一致するが、個々の地域では差異が認められた。
- ② 需要量については、実際とやや違いが認められたが、一対応当たりの防災資源量を表す原単位は需要量算出機能で与えた値とほぼ等しい。

ということが分かりました。

また、統合化された応急対応支援システムについて、災害対策本部運営に係る図上訓練を行った直後の自治体の防災担当者に対して、本システムの説明とデモンストレーションを行った結果、市災害対策本部運営のみならず、各部局、事業所、学校等の対応支援としても役立つとの評価を得ることができました。

## 5. おわりに

本システムを実効あるものとするためには、自分たちの街が受ける地震被害のイメージに基づく自治体等の活動内容とその実施時間の設定を行う必要があることから、各自治体担当者等が、災害対策業務の大枠を自ら考えなければならないようにしてあります。また、活動指示先の設定と連携、備蓄等防災資源の把握や応援要請先(国、出先機関、都道府県、警察、自衛隊、ライフライン事業者、あるいは相互協定市町村、事業所等)リスト作成及び相手先との顔の見える付き合いもする必要があります。さらに



応急対応支援システムの全体機能概要

は、地域防災計画、関連法、行動計画等々の様々な参照すべきデータ、資料などを準備しておく必要があります。

敢えてこのように手作りのシステムとしたのは、地域特性を考慮するということに加え、これらの作業を通して、担当者がより防災業務に精通し、いざというときに適切に活動できるための能力向上を図るという一つの教育訓練システムとしての側面が極めて重要であるという判断があるからです。また、本システムを一つのツールとして捉え、災害対応を適切に実施するための準備を行い、図上訓練等でその検証を行うことは当然ながら欠かせません。

本システムの開発に当たっては、故東京大学廣井脩教授からの“地震被害想定から次のステップである応急対応を支援するシステム構築”について示唆を頂き、それを達成すべく「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」等において開発を行ってきました。ここに記して深甚の謝意を表します。なお、本システムのご利用を希望される方は、消防研究センターの問い合わせ窓口にご連絡ください (toiawase@fri.go.jp)。

## 地域に密着した消防団活動の推進

### 防災課

全国の消防団員は、平成20年4月1日現在で8万8,900人。災害時には、消火活動はもとより、災害現場の警戒、被災者の救助、行方不明者の搜索など、その地域に居住または勤務しているからこそ知っている地理や住民に関する情報を十分に活かして活動しています。

平常時においても、消火訓練や防災訓練などの各種訓練のほか、応急手当等の講習会、住宅の防火指導、予防広報活動など、各地で地域に密着した取組が行われています。

近年では女性消防団員の活躍の場も広がっています。災害時にいかに適確に対応するかということはもちろん

ですが、災害を未然に防ぐことも重要な消防団活動です。そのための火災予防広報や防火思想の啓発、そして新たに消防法で設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及活動において、女性の笑顔やソフトな対応は「ホッと」「話し方が優しい」「身近に感じる」などと地域の住民からも大変喜ばれており、今後も一層の活躍が期待されています。

消防団は、今日も全国で地域の安心・安全を守るために活躍しています。これからも地域の幅広い層から多くの方々が、消防団に参加されることを期待しています。



消防団と自主防災組織の防災訓練  
(写真提供：静岡県・静岡市消防防災局)



駅前で住宅用火災警報機設置を促すチラシを配布  
(写真提供：埼玉県・さいたま市消防局)



区民祭で応急手当の普及指導  
(写真提供：神奈川県・川崎市消防局)



防火教室で子どもたちと一緒に放水訓練  
(写真提供：滋賀県・愛荘町)

# 少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ

## 防災課

少年消防クラブとは、防火思想の普及を図ることを目的として、少年少女で結成されるクラブです。

クラブ員である少年少女たちは、防火や防災についての問題を身近な生活の中に見い出し、それをお互いに研究して、そこで学んだことを自分自身で実行し、さらに家族や周りの人に広めるなど、地域の防火思想の普及に努めています。その活動を通じて、クラブ員たちは命や暮らしを守る大切さを学ぶとともに、規律や防火マナー等を身につけるなど、地域防災の若い担い手となっています。

この少年消防クラブは、地域や家庭における防火・防災のために各地域で結成されており、平成20年5月1日現在、日本全国で5,284団体、約42万人が活発に活動しています。

少年消防クラブの活動は、地域によって多少異なりますが次のような活動を行い、日々、防火思想の普及に努めています。

### (1) 講習会・防災訓練等への参加

防災講習会や各種防災訓練等に参加し、地震等の自然災害が発生する仕組みを学習したり、消火器等を使用した初期消火の方法、ロープワーク、三角巾を利用した応急手当の方法などの体験学習を行っています。

### (2) 研究会レポート等の配布

防火・防災に関する研究発表会等を行い、その結果をまとめたレポートや防火ポスター、防火新聞、防火チラシ等を校内で展示し、または各家庭へ配布するなどして火災予防や防火思想の普及に努めています。

### (3) 防火広報の実施

消防職員・団員とともに、地域の住民の方々に火災予防を呼びかけるため、火災予防運動実施期間や年末を中心に防火パトロールや防火パレードなどの防火広報活動を行っています。

### (4) 防災キャンプ

夏休みなどを利用して、小学校の体育館や運動場などに寝泊まりし、炊き出し訓練、プール等での着衣泳法、ダンボール等を使用した避難所生活体験などを行っています。

消防庁では、毎年3月下旬に、「自分で守ろう、みんなで守ろう」を合い言葉に「少年少女消防クラブフレンドシップ」を開催し、優良な少年消防クラブ等に対して表彰を行っています。

また、小・中学生の防災啓発を目的として、「わたしの防災サバイバル手帳」を消防庁のホームページ上で公開しています。(URL:[http://www.fdma.go.jp/html/life/survival/hyo1-4\\_01.html](http://www.fdma.go.jp/html/life/survival/hyo1-4_01.html))



「わたしの防災サバイバル手帳」

少年期にこうした活動を通じて、防火・防災に関する知識を身につけたクラブ員たちが、中学校を卒業した後も地域の火災予防に大いに貢献し、将来の地域防災の担い手となることが期待されています。このことを踏まえ、消防庁では、おおむね10歳から15歳であった少年消防クラブの対象年齢を18歳までの青少年にも拡大することとし、多くの児童・生徒が防火・防災思想を育む機会を増やす環境づくりを進めることとしています。



少年消防クラブによる防火パレード

(写真提供：東京消防庁城東消防署)

# 危険物安全週間推進ポスターモデル感謝状の贈呈

## 危険物保安室

去る12月16日(火)、大阪府大東市の三洋電機株式会社大東スポーツセンターにおいて、平成20年度危険物安全週間推進ポスターモデルであるバドミントン選手の小椋久美子(おぐらくみこ)さん、潮田玲子(しおたれいこ)さんに対して、消防庁長官感謝状の贈呈を行いました。

小椋さん、潮田さんは、ポスターの制作に当たり、消防行政及び危険物安全週間の趣旨に深いご理解を示され、熱心にご協力をいただいたことから、今回の感謝状の贈呈となりました。

贈呈式は、大会期間中ということもあり、三洋電機バドミントンチームの練習場にて行われ、石井信芳消防庁審議官より、感謝状が手渡されました。

作成されたポスターは、約14万枚が全国の消防機関、危険物を貯蔵し取扱う事業所等に掲出され、危険物の保安に対する安全意識の高揚に大いに貢献しています。



なお、平成21年度危険物安全週間推進ポスターモデルは、卓球選手の福原愛さんを予定しています。

## 12月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第386号	平成20年12月 2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防庁	消防庁危険物保安室長	強化プラスチック製二重殻タンクの外殻の漏れ点検について
消防予第316号	平成20年12月 3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防庁	消防庁予防課長	流水検知装置の不具合の発生及び改修について
消防参第252号	平成20年12月 5日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 参事官	救助資機材(三連はしご)の補強等における対応策について
消防予第319号	平成20年12月 5日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防庁	消防庁予防課長	東洋シャッター(株)が販売した防火シャッターの不具合に関する対応について
消防予第334号	平成20年12月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防庁	消防庁予防課長	個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査の実施について
消防情第251号	平成20年12月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防庁	消防庁防災情報室長	「新発信地表示システムと位置情報通知システムの統合のあり方に関する検討会」の概要について
消防情第252号	平成20年12月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防庁	消防庁防災情報室長	位置情報通知システム(統合型)への移行に係る調査について
消防予第339号	平成20年12月24日	各都道府県知事・各指定都市市長	消防庁長官	住宅用火災警報器の設置促進について
消防特第240号	平成20年12月25日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について
消防応第240号	平成20年12月25日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 防災課応急対策室長	平成20年度末における緊急消防援助隊の登録事務について
消防予第344号	平成20年12月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防庁	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)
消防予第345号	平成20年12月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防庁	消防庁予防課長	特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の公布について(通知)
消防予第346号	平成20年12月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防庁	消防庁予防課長	閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の公布について(通知)
消防予第347号	平成20年12月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防庁	消防庁予防課長	火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の公布について(通知)
消防応第239号	平成20年12月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防庁 岡山市消防局長	消防庁国民保護・防災部 防災課応急対策室長	緊急消防援助隊航空部隊に係る基本的な出動計画等の改訂について
消防応第241号 消防救第263号	平成20年12月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防庁 岡山市消防局長	消防庁国民保護・防災部 防災課応急対策室長 消防庁消防・救急課救急企画室長	救急活動における医師の帰院搬送について